

議案第 10 号

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙の
とおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年加西市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第3条の2 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職種に比して著しく特殊な職種に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、令和4年2月1日から適用する。

(審議資料)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の処遇改善を要請されていることから、市立加西病院の看護職員等の収入を1%程度引き上げるため、給料の調整額に関する規定を追加することについて、所要の改正を行うもの。